



防衛省・自衛隊
MINISTRY OF DEFENSE

地方防衛局

～地域に根ざした防衛行政を担う～

技術職 編

防衛省の技術系職員は大まかに以下の3つに分類されます。

技術系

地方防衛局の技官はコレ！

施設系【建築、土木、機械、電気・電子・情報】

→「防衛施設」の計画・設計・建設など監督・調整業務

装備系【電気・電子・情報、機械】

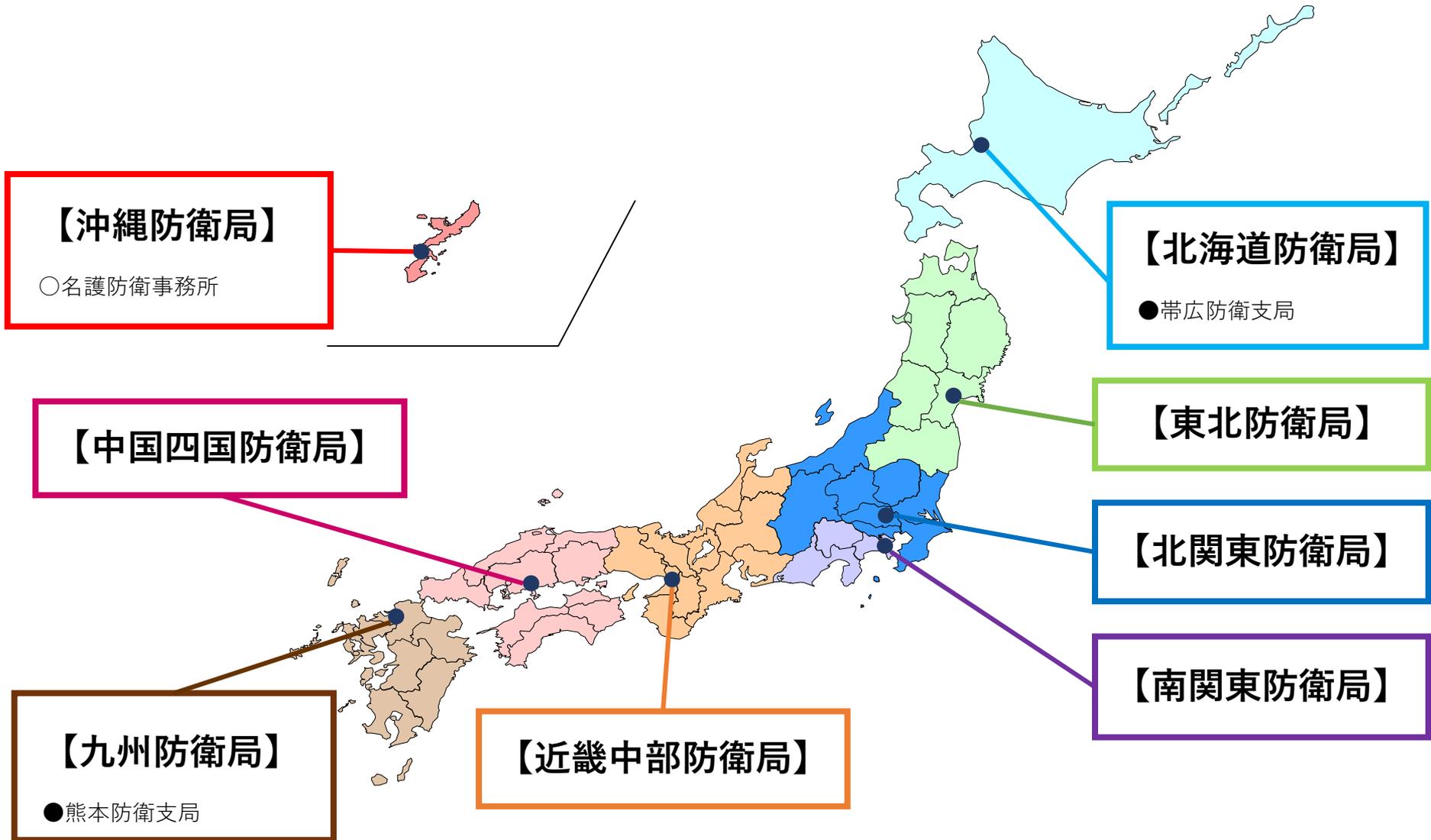
→「装備品」の効率的かつ適正な取得・維持に関する業務

情報系【電気・電子・情報、機械】

→衛星写真の解析やデジタル地図などの作成業務

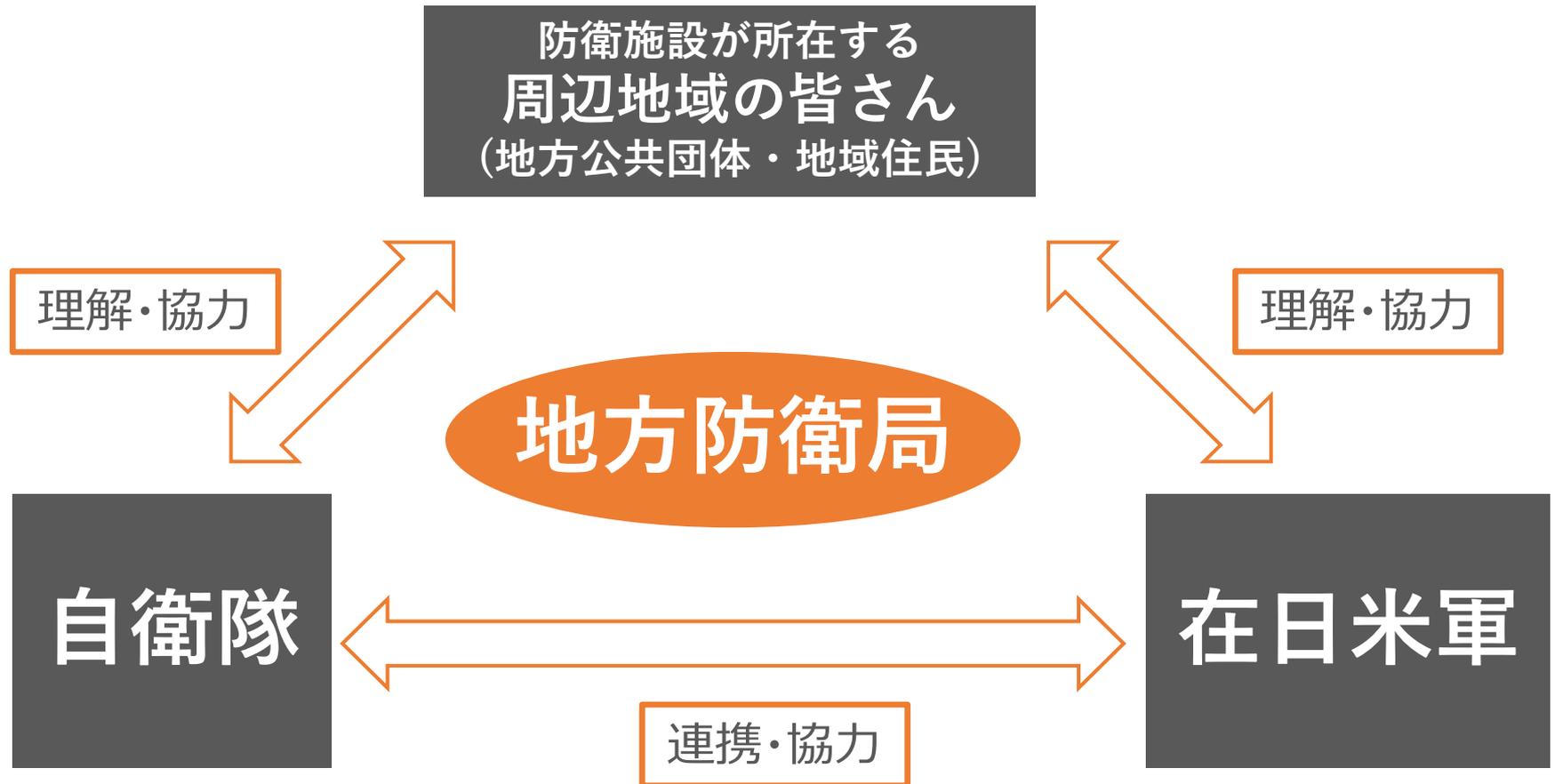
このほかにも、能力分析系やサイバー対策などにも技術系職員が携わっています。

地方防衛局は防衛省の出先機関と呼ばれます。そのため、北海道から沖縄まで各地にあります。入省後は全国異動もありますが、年1度行われる希望調査を元に調整されます。



地方防衛局はこの他にも支局・事務所等ありますが、技術系職員が配属される可能性のある支局・事務所のみ記載しています。

地方防衛局は自衛隊及び在日米軍が使用する**防衛施設の整備**・管理、安定的な使用の確保、防衛施設周辺住民の生活福祉向上、地域住民と在日米軍との交流行事の実施等、幅広い業務を行い、国民と自衛隊及び在日米軍との架け橋となっています。

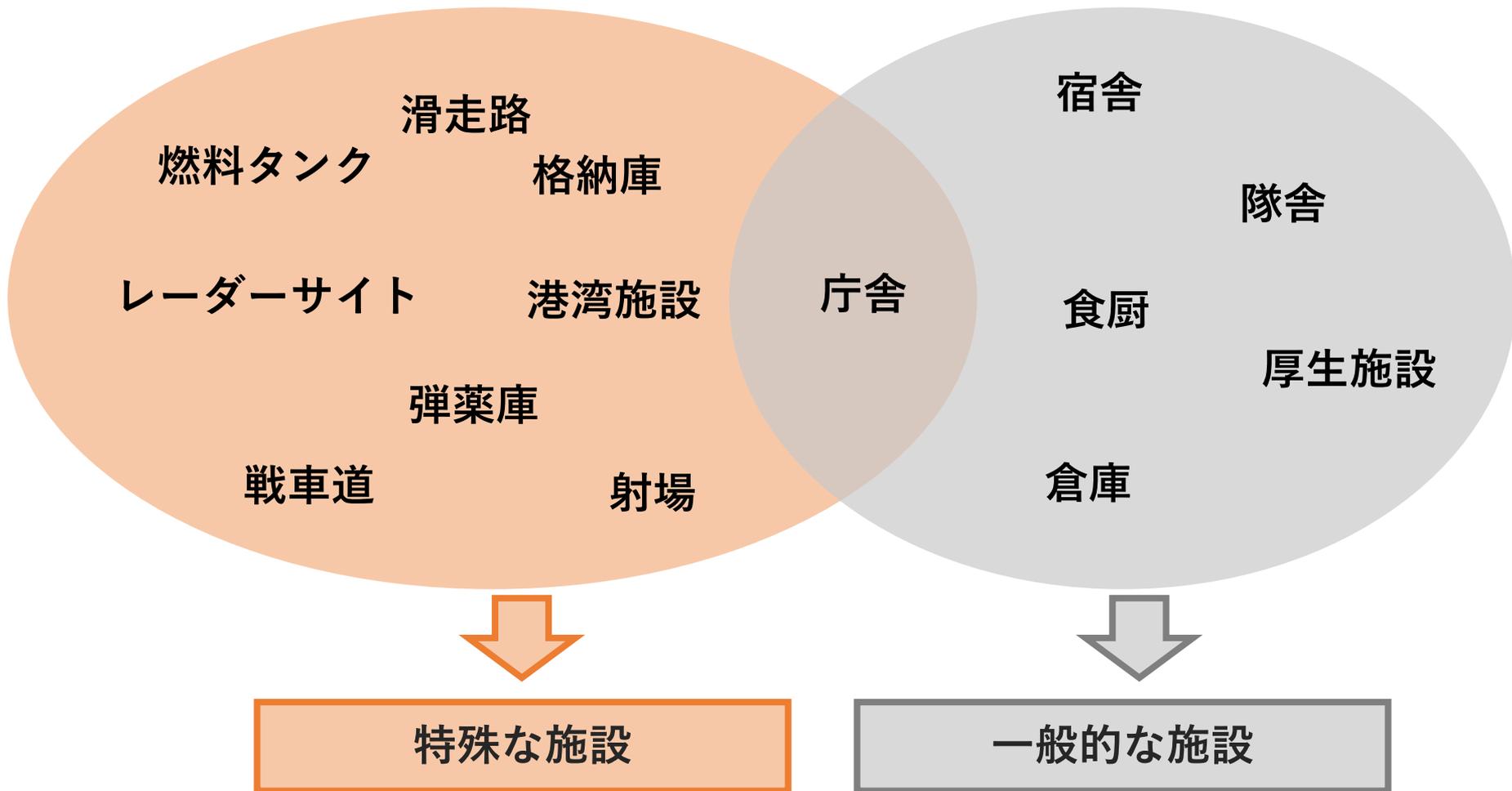


自衛隊・在日米軍が任務を遂行するための地盤を整える役割

地方防衛局の技官の仕事は、

全国各地にある、自衛隊・在日米軍の『防衛施設』を建設すること です。

『防衛施設』の一例



1. 施設計画

ユーザーである陸・海・空自衛隊や在日米軍のニーズ（要求）に基づき、「防衛施設」の配置場所の検討や施設計画の立案、予算要求、地方公共団体との調整を行い、ユーザーのニーズを具現化します。このとき、地方防衛局で勤務する技官は、技術的な知見に基づき、ユーザーのニーズを具現化するに当たっての協力を行っています。



地方防衛局の技官

ユーザー
(自衛隊)

2. 調査・設計

次の調査・設計の段階では、施設計画に基づき、地方防衛局で勤務する技官が、実際に建設工事を実施するため、ユーザーとの調整、測量や土質調査等を行います。そして、その調査結果を踏まえ、各種設計基準に従い「防衛施設」の設計を行い、工事図面を作成し、各種法定手続まで実施します。



3. 建設工事

作成した工事図面に基づき、地方防衛局と建設企業が契約を締結し、建設企業が建設工事を実施します。その際、建設企業が工事図面どおり適正に建設工事を実施しているかどうかを地方防衛局で勤務する技官が実際に工事現場に赴き、工事監督官として、品質管理や出来形管理を行います。



4. 完成・管理

「防衛施設」が完成すると、地方防衛局で勤務する技官が完成検査を実施し、ユーザーである自衛隊などに引き渡します。完成した「防衛施設」の維持・管理・修繕は陸・海・空自衛隊で勤務する技官が行います。（大規模な改修は地方防衛局で行います。）





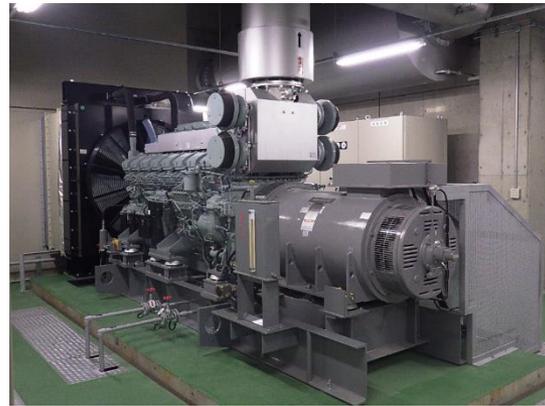
駐屯地等新設



滑走路・格納庫



燃料タンク



非常用発電機



航空灯火



庁舎



宿舎



講堂



滑走路



レーダー施設



航空機格納庫